

平成30年度秋季展

山村に生きる

—瓜生村役人中山文庫を中心に—



「能州口郡図」(部分)(091.0-186)

「瓜生村八九郎組合頭申渡状」(46.0-13)

平成30年9月25日 (火) ~11月25日 (日)

金沢市立玉川図書館 近世史料館

はじめに うりゆう

この度、特46瓜生村役人中山文庫が新たな文庫として加わった。瓜生村役人中山文庫は、藩政後期から羽咋郡瓜生村(現河北郡津幡町)で代々組合頭を勤めた中山家に伝来した文書群で、その点数は、2,466点(近世1,661点、近代805点)を数える。

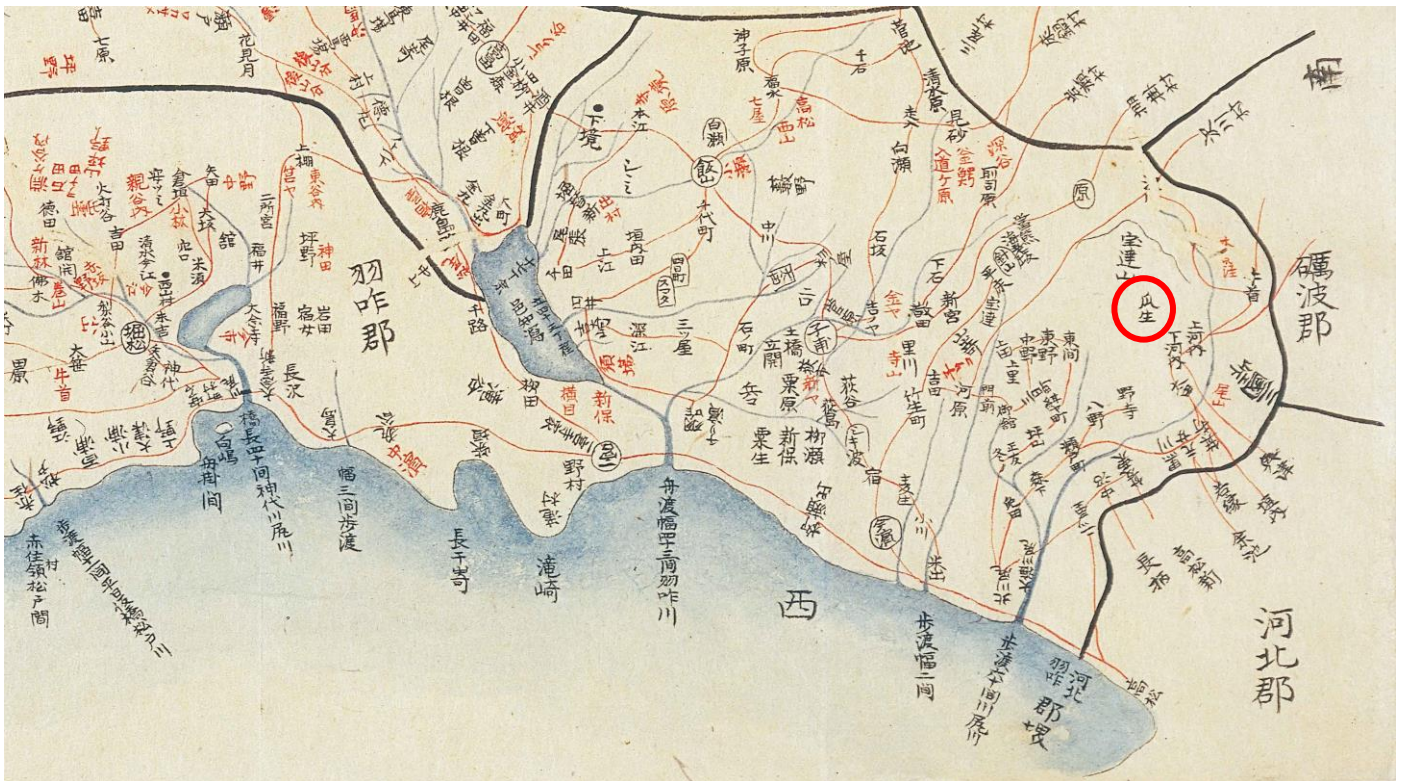
瓜生村は、宝達山の南側、大海川上流に注ぐ瓜生川の谷間に位置する村落である。瓜生村が山間地域に属する奥山村であったため、主要な産業は炭焼・漆・杪・楮など、山林資源を活用したのものとなっている。

当展示は、瓜生村役人中山文庫を中心に、山村に生きる瓜生村の人々の様子を紹介するものである。

中山家について

中山家は瓜生村に居住し、代々八九郎を名乗る。瓜生村の村役人としてその名が出てくるのは、文化12年(1815)百姓惣代として八九郎の名が見える。それ以前の活動の様子については知らないが、藩政後期には村の中でも有力な百姓としての姿がうかがえる。そのことを裏付けるように、天保12年(1841)瓜生村百姓の持高を見ると、村高148石8斗の内14石1斗2升7合の高を所有しているが、この持高は、村高の実に9.5%に当たり、村内第一の高所有者と成っている。そして、翌天保13年には組合頭を申し付けられ、以後藩政期末まで組合頭を代々勤めている。明治に入っても、組合頭役、助役、副戸長などの公職を歴任しており、村を代表する名家として活躍したのである。

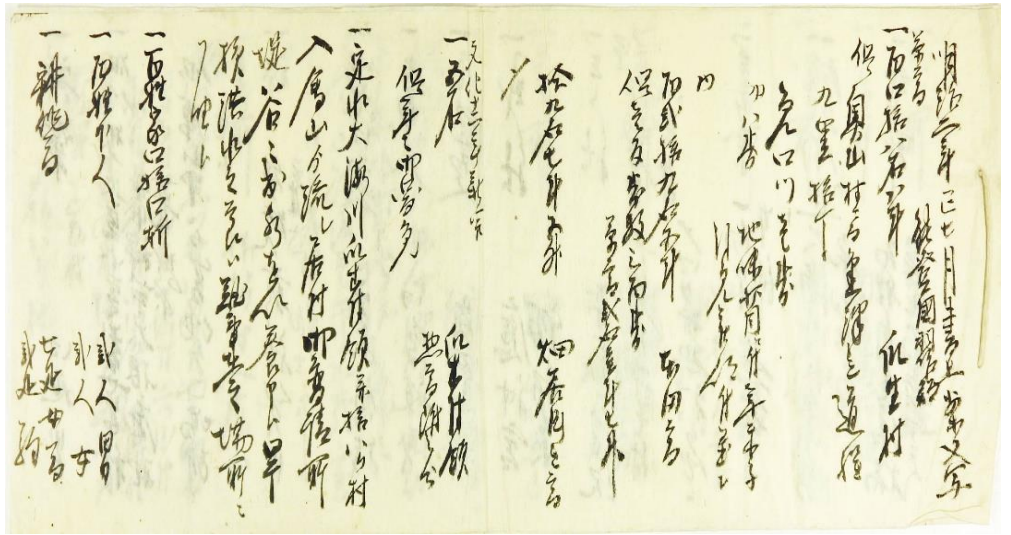
中山家は、村役人としての一面を持つほか、農業経営のかたわら中屋という屋号を名乗り、灰焼き商売も行っていた。文化13年(1816)から慶応4年(1869)までの「灰通」が残されており、これによると、灰俵を年間300俵から400俵程度生産し、主な取引先として、冬野村・紺屋町村(旧押水町)や二ツ屋村(旧高松町)の紺屋を相手に灰を売っていたことがわかる。



羽咋郡・鹿島郡細図(大1191-5)

①瓜生村の村況

瓜生村は四方を山に囲まれ、村の中央には瓜生川が北南に流れ、川幅は6間であった。元治元年(1864)の「押水組巨細帳」(岡部家文書)によると、「家建圍式ヶ所、字上出式十壺軒、字下出式十式軒」とあるように、集落は瓜生川の両岸にまたがって立地していた。「村明細帳」は、村の高・免・田畑反別・家数・人数・農産物・諸稼ぎ・官林・百姓林・御普請箇所などが詳細に記され、文字通り村の状況が具体的に示され、今日の村勢要覧といふべきものに当たる。他に「巨細帳」「村鑑帳」なども称され、中山文庫にも「巨細帳」「村明書上」が残されており、これらの史料により瓜生村の村況を知ることができる。

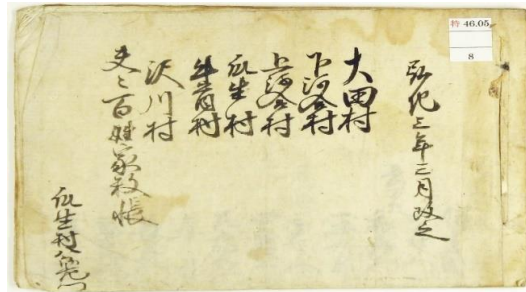


明治2年(1869)瓜生村明細書上(46.04-95)

草高		能登国羽咋郡		瓜生村	
一、	四百八拾八石八斗	但シ、	奥山村二而金沢迄道程九里拾丁	四ケ	村、
一、	免四ツ壺歩	内八歩	地味少目二付年季引免被仰付置候内	領	一、
一、	百式拾九石五斗	但シ、	壺反歩数三百歩	御	普
一、	拾九石七斗五升	草高	式石壺斗七升	御	普
一、	文化十二年新開	瓜	瓜生村領	御	普
一、	五石	惣	高附之分	御	普
一、	但シ、年々御免	瓜	瓜生村領	御	普
一、	定水大海川御免	瓜	瓜生村領	御	普
一、	レ、居村御普請所堤谷々出水を以養申候、早	瓜	瓜生村領	御	普
一、	損洪水之節ハ難事在所御座候	瓜	瓜生村領	御	普
一、	百姓家四拾四軒	瓜	瓜生村領	御	普
一、	百姓下人	瓜	瓜生村領	御	普
一、	耕作馬	瓜	瓜生村領	御	普
一、	耕作牛	瓜	瓜生村領	御	普
一、	畑作物	瓜	瓜生村領	御	普
一、	大豆	瓜	瓜生村領	御	普
一、	小豆	瓜	瓜生村領	御	普
一、	根・麻・野菜類等	瓜	瓜生村領	御	普
一、	炭焼・薪・駄賃・日雇・苧	瓜	瓜生村領	御	普
一、	但シ、深山下二而夏作而已場所二御座候	瓜	瓜生村領	御	普
一、	稼	瓜	瓜生村領	御	普
一、	四貫四百文	瓜	瓜生村領	御	普
一、	七貫三百文	瓜	瓜生村領	御	普
一、	七貫三百文	瓜	瓜生村領	御	普
一、	式社	瓜	瓜生村領	御	普
一、	赤倉大権現	瓜	瓜生村領	御	普
一、	喜多孫平殿	瓜	瓜生村領	御	普
一、	伊之助	瓜	瓜生村領	御	普
一、	五郎三郎	瓜	瓜生村領	御	普
一、	助四郎	瓜	瓜生村領	御	普
一、	八九郎	瓜	瓜生村領	御	普

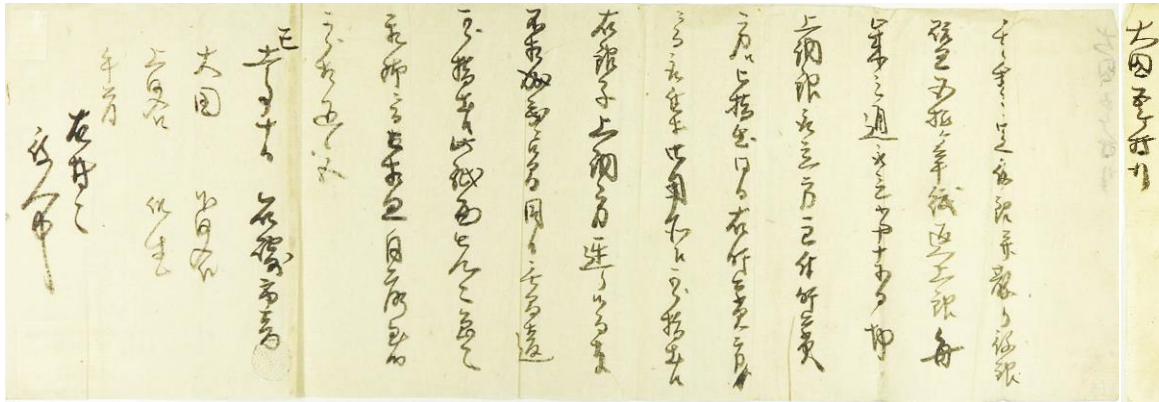
②瓜生村と五か村組

瓜生村は現在河北郡(津幡町瓜生)であるが、藩政時代は羽咋郡押水組に属していた。十村組内は、近隣の五か村で組を作り、五か村組合と称し、用水・新開など、近隣村に広く関わる事柄について協議する村組であった。



五ヶ村組百姓家数帳
(46.05-8)

弘化3年(1846)瓜生村は、太田村・上河合村・下河合村・牛首村と五か村組を作っていた。



定役銀并散役銀など取立指出方に付廻状(46.03-168)

廻文・触状ともいい、藩役人が多くの村や人に用件を通達するため、留村から一巡して再び留村より役所へ戻る書状。本文書は、押水組十村石崎市右衛門が瓜生村など五か村組に対し定役銀并散役銀などの差出方を通達した廻状。

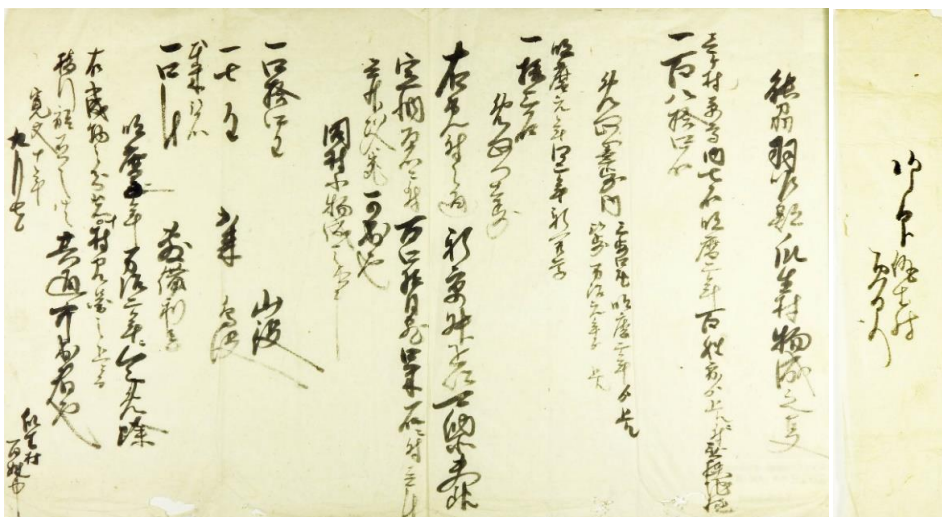
③村高について

村高は148石8斗で、免は4ツ1歩(内8歩は、地味少目ニ付年季引免となっている)。田畑の内訳は、本田高が、129石5斗(1反歩数300歩、草高2石1斗7升)、畑高が、19石7斗5升、他に文化12年(1815)に新開高5石(但、年々凶免)となっている。

村高の変遷を見てみると、元和6年(1620)の「瓜生村御検地御水帳」(岡部家文書)によると、瓜生村の高は163石8斗6升5合(田畠屋敷共)あり、その内7石4斗が川流れによる不足となっている。瓜生川の洪水による影響があったことがうかがえる。寛永19年(1642)「瓜生村新開御検地御図帳」(岡部家文書)には、八兵衛と太左衛門による4石2斗8升5勺の新開も見られる。正保3年(1646)「加能両国高物成帳」(加越能文庫)(16.65-13)によれば、高は163石余で、その内田方は6町、畑方は4町9反余となっている。

天保12年(1841)の書上によれば、寛文10年(1670)の御印高が184石で、当時の草高は148石8斗、その内7石は明暦2年に手上高、13石は明暦元年・2年の新開高、8斗は享和2年(1802)の手上高となっている。外49石が元禄9年(1696)に御検地引高となり、定免は4ツ1歩で、内3歩2厘は明暦2年(1656)に手上免、2歩は万治元年(1658)にそれぞれ手上免となっている(46.02-40)。百姓数は43人で、草高148石8斗の中には、御縮高が9石8斗1合、今浜村惣助の懸作高が5石6斗5升、慈雲寺久左衛門の6斗7升9合が含まれている。

免について、4ツ1歩の内8歩は、地味劣りに付年季引免となっているとあるが、その状況について見ていくと、「宝暦七年・安永三年両度之洪水変地御償米被仰付、天明八年起帰残地御調理免相ニ而ハ御用捨、其後追々減免変地代引免名目御省、文化元年方壺つ五歩年季引免被仰付、文化十四年・文政元年・同二年立帰、八歩年季引免被仰付置候、安政二年壺歩立帰」(元治元年「押水組巨細帳」宝達志水町 岡部家文書)となっている。

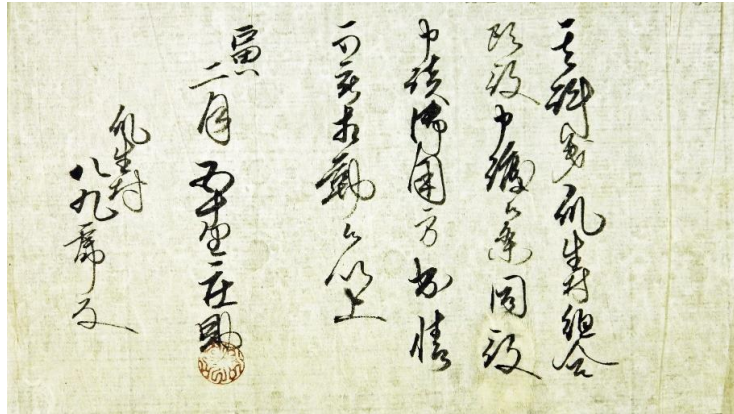


能州羽咋郡瓜生村物成之事(村御印)写(46.03-1)

寛文10年(1670)の村御印では、草高184石、免は4ツ1歩、小物成として、山後44匁、鳥役7匁(出来)が賦課されている。

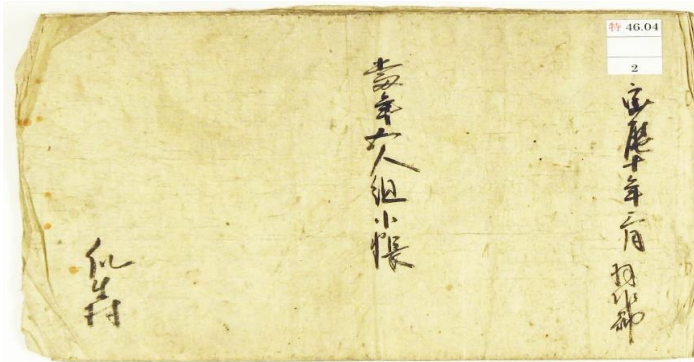
④村役人

各村には、肝煎・組合頭・百姓惣代が置かれていた。肝煎の職務としては、農業奨励・治安維持・租税納入・生活統制と村政全般に亘るものである。肝煎は普通1村1名であり、変則的なものとして兼帯肝煎・寄肝煎などの形もある。組合頭の数は、村の規模にもよるが、一般的には2～3名であった。組合頭の職務は肝煎の補佐であるが、肝煎の監視、代理も務めることになっていた。これら村役人は、村内の有力百姓の世襲、または持ち回りとなることが多かったようである。瓜生村の村役人について、史料から確認出来る村役人は、元禄12年(1699)に肝煎八十郎・組合頭七兵衛・組合頭伝兵衛の名が見える。安永期では肝煎八十郎・組合頭権兵衛が勤めている。天保8年(1838)に肝煎三助が確認出来るが、以降肝煎役の名が見えず、何らかの事情で肝煎役が置かれなかったものと思われる。しかし、慶応元年(1865)9月に、瓜生村当分肝煎代として大田村肝煎助四郎が勤めている。肝煎を補佐する組合頭については、天保13年八九郎が組合頭に任命されてから、八九郎・五郎三郎・伊之助の3人体制で勤めている。ただし、嘉永元年(1848)12月から文久3年(1863)7月の間は、五郎三郎と八九郎の2人体制となり、文久4年正月から元の3人体制に戻っている。



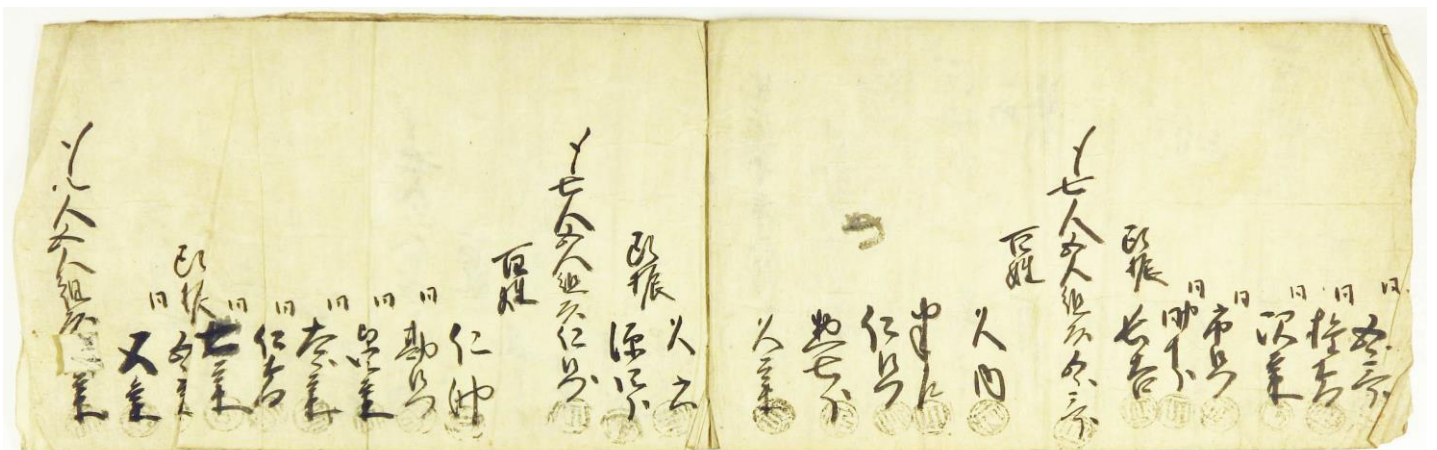
瓜生村八九郎組合頭申渡状(46.04-13)

天保13年(1842)に八九郎は、十村五十里庄助から瓜生村の組合頭役を申し渡されている。



瓜生村五人組書上帳(46.04-2)

村を構成する最小単位は五人組と呼ばれ、5軒前後で1つの組を作り、その組の責任者が五人組頭である。



⑤村算用

百姓は、領主へ納める年貢・小物成の他、農村自治に関する諸経費も負担しなければならなかった。村民の総意決定の場として村寄合があり、寄合で村の運営に関わる年間の重要事項が決定された。村の経費もこうした機会に算用され、春秋夫銀・用水打銀・郡万雑などの徴収項目や徴収法など、村民の諸負担も決議され、算用状(村経費の決算書)の承認も行われた。算用帳は文字通り村の財政状況がわかる史料である。

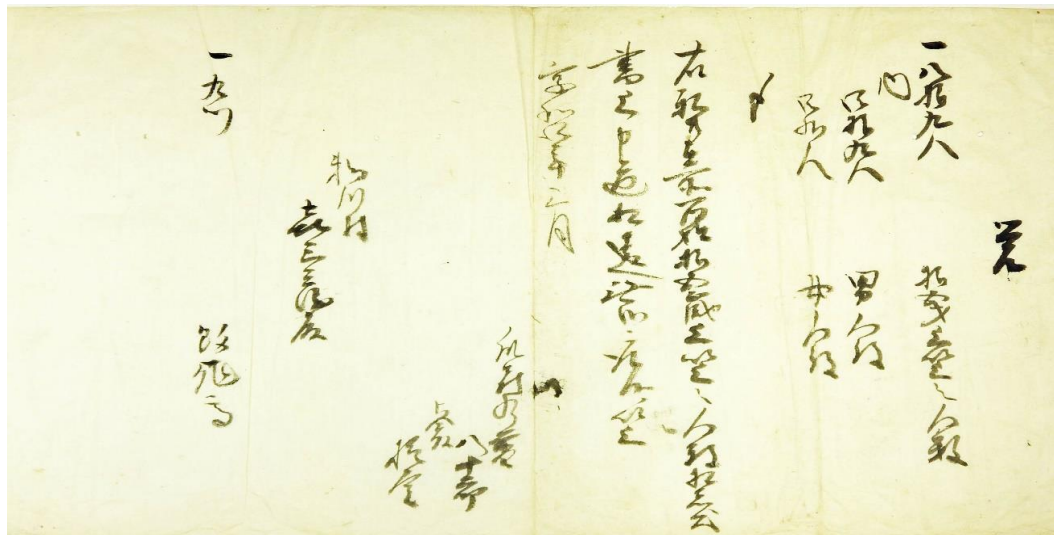
特に村民にとって関心の高かったものの一つに万雑があった。万雑の負担は毎年増加の傾向にあり、問題が生じやすかったのは万雑の割符方法であった。万雑には、郡万雑・組万雑・村万雑があり、郡万雑は一郡を単位とし、以下組万雑は十村組を単位とし、村万雑は村単位とする主に土木用水費などにそれぞれ割符された。しかし、万雑の割符は、時代による変化や地域による不統一、さらに村毎によっても違っており、村万雑の割符は肝煎の権限と責任にかかっていた。そのため不都合が生じたり、不正や疑惑をもたれる原因ともなったので、天保11年(1840)7月村万雑の割符方法を定めた。高懸り、家懸り又は面懸り、人々懸り、高懸りにより臨時に徴収するもの、高と面両方へ歩合をもって取り立てるものの5つの方法により割符するよう決められた。



安政四年分押水組瓜生村算用帳(46.04-86)

⑥家数と人数

瓜生村の家数と人数については、宝暦10年(1760)の軒数は46軒で、内百姓が40軒、頭振が6軒、他に懸作百姓が1軒。人数は男女共で187人となっている(46.04-2)。さらに、弘化3年(1846)の百姓数は44軒(内2軒頭振)で、人数は169人。その内訳は、15歳以上60歳までの男59人・女56人、15歳以下60歳以上の男28人・女26人。改作馬11疋(内4疋男馬・7疋女馬)となっている(46.05-7・8)。明治3年(1870)では、45軒で、惣百姓数197人。その内訳は、15歳以上60歳以下の男が74人・女が60人。また、60歳以上15歳以下の男女は63人となっている(46.05-32)。以上のことから、瓜生村の家数は、享和4年から明治3年までの間で、家数は43軒から46軒(内頭振は2軒から6軒)、人数は169人から208人程度の村規模となっている。



瓜生村十五歳以上人数書上(46.05-2)



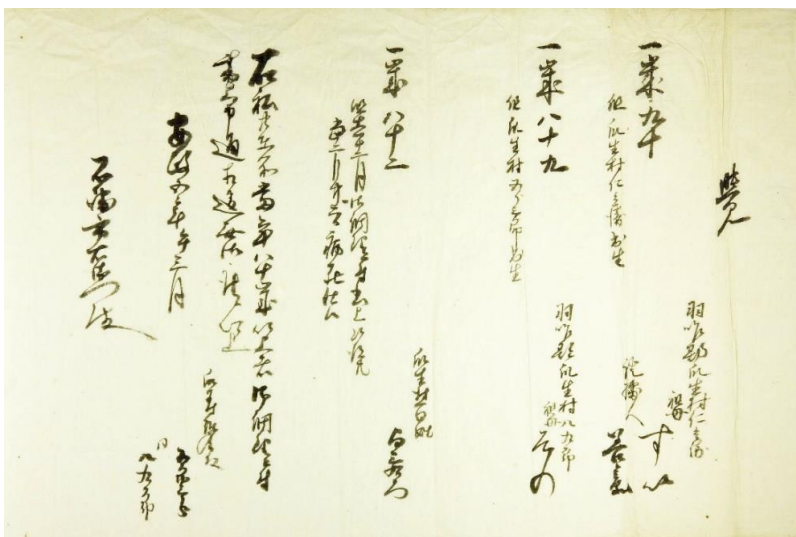
押水組瓜生村人別相調書上帳(46.05-7)

弘化3年(1846)瓜生村の各戸毎に、宗旨、旦那寺、家族構成員の名前・年齢・続柄、さらに年齢別人数や耕作馬などが記されており、村の家族構成が具体的にわかるものである。



安永6年(1777)瓜生村百姓仁兵衛弟弥三郎(20歳)が、7月25日より行方がわからなくなったので、欠落人として届け出たもの。

瓜生村百姓仁兵衛弟弥三郎欠落に付届書(46.06-6)

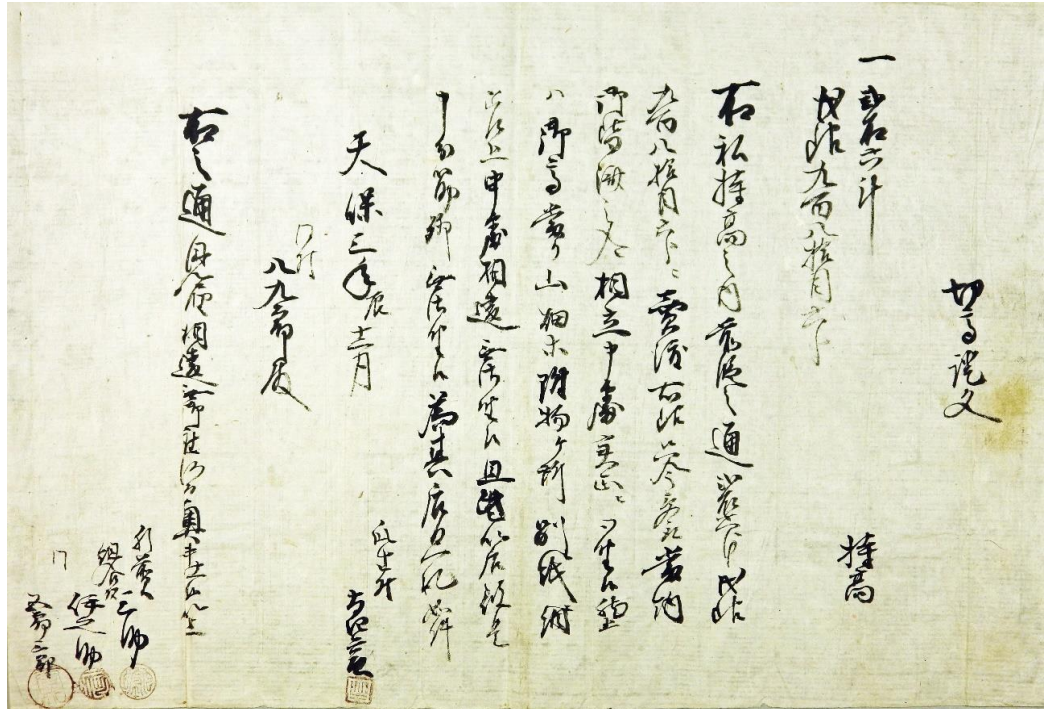


瓜生村八十歳以上者調理に付書上(46.05-28)

安政5年(1858)に、80歳以上の者を調査した報告書で、瓜生村には80歳以上の者が3人おり、中でも仁兵衛祖母すいは90歳となっている。加賀藩は、寛文10年(1670)に90歳以上の者に1人扶持を支給することを決めており、すいは、扶持米として1石2斗2升5合を受け取っている(46. 06-67・68)

⑦切高仕法と持高構成

加賀藩は、元禄6年(1693)に持高の売買を許可するという「切高仕法」を出した。自分の持高を他人に売却することを切高といい、逆に買うことを取高と称するが、切高仕法以後高の売買が急速に進展し、百姓の土地売買が広範に行われていくことになる。藩としても、耕作能力を超える持高を持っている百姓にはその高を売らせ、能力のある別の百姓にもたせることにより年貢の確保を図ろうとしたのである。このことによって資力のある百姓は持高の集積を行い、また、無高の者でも高をもって百姓になることが可能となった。しかし、一方では持高を失って没落する者も現れるなど、高の移動は益々頻繁となり、百姓層の階層分解が進んでいくことになる。



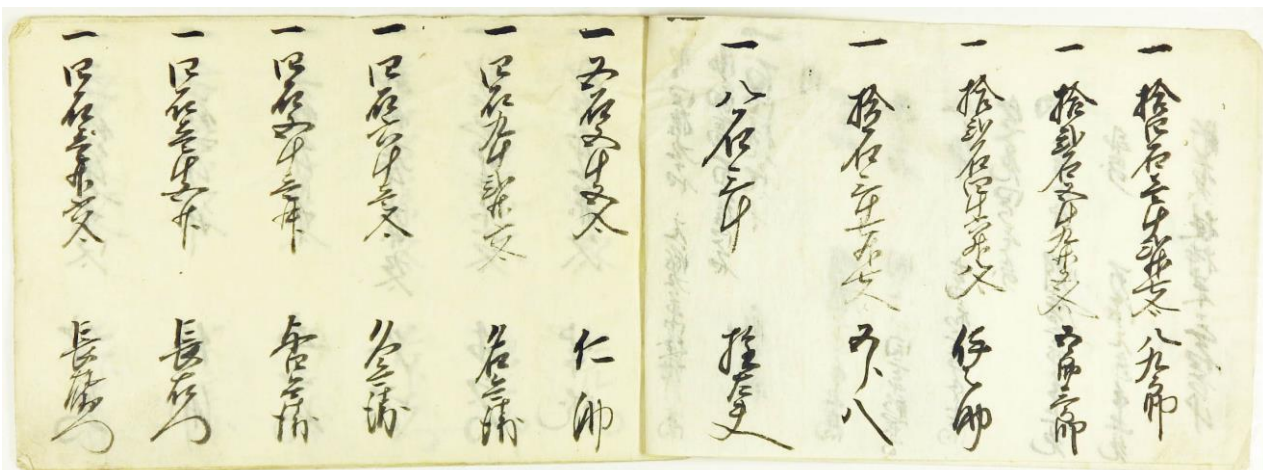
切高証文(46.02-30)

天保3年(1832)瓜生村与四兵衛が持高の内2石6斗を同村の八九郎へ、代銀980目6分で切高している。切高の理由としては、年貢上納不足のためであり、切高した代金をもって、年貢皆済に当てたのである。



百姓人々持高本文帳(46.02-41)

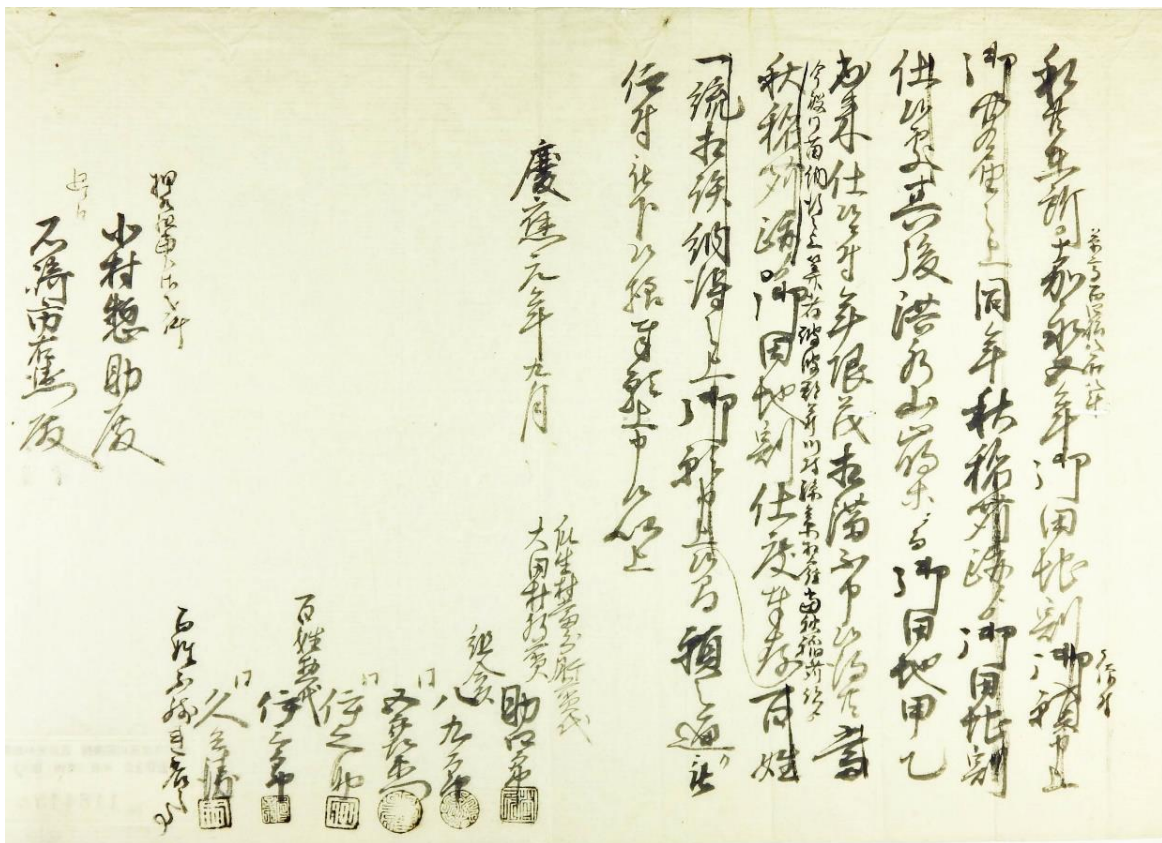
天保12年(1841)の瓜生村百姓の持高を書き上げたもので、これにより具体的な持高の状況や持高構成が分かる史料である。村内最高の持高は八九郎の14石1斗2升7合で、第2位が五郎三郎の12石5斗9升5合、第3位が伊之助で12石4斗6升8合となっている。これら上位3人は、組合頭を勤める村役人達である。瓜生村では、当時中堅層を形成している持高層は1石~5石であり、この層が基準的持高であったと思われる。1石以下だと実に百姓数の半数にあたり、圧倒的多数の零細高持という階層構成になっていることがうかがえる。



⑧田地割

田地割や碁盤割・鬮替とよばれる土地制度は、一村内で、百姓の所持地を鬮によって定期的に割り替えるものである。水損や地味の変動などにより、田地の地味に高下ができ、持高と収穫の割合に差が出るので、村の百姓間で公平に負担しようとしたことなどが考えられる。田地割は、一村単位で行われ、田地割から次の田地割までの期間は約20年毎といわれているが、まちまちである。

田地割は、おおよそ次の手順で行われた。願書の提出と定書の作成。百姓の持高によって田畑の地味に偏りができたためというのが一般的に田地割を行う理由である。「一統納得之上」と、百姓間の合意の上ではじめて実施されるので、願書には百姓全員が署名し、印を押した。村が十村に願書を出すと、十村が奥書をして、改作奉行に提出した。改作奉行は、これに裏書をして許可した。願書が受理されると、村では田地割実施に関する細かな取り決めをし、田地割定書を作成した。定書は願書と同様、十村へ提出された。測量・分割および分配は、すべて村の手で進められた。田地割の実務の中心は、他村から雇った算者(田地割の技術者で分地人ともいう)である。田地割に伴う測量や分割の複雑な計算を行った。



田地割願(46.02-132)

瓜生村では、慶応元年(1865)に田地割を願い出ている。それによると、嘉永5年(1852)に田地割を行っているが、その後に起こった洪水や山崩れなどにより田地が「甲乙出来」となった。そのため、田地割の年限もまだ来ていないが、「今般同苗納得之上」算者として砺波郡芹川村孫兵衛を雇い、秋稲刈りをした後に田地割をしたいと願い出ている。

⑨諸稼ぎ

この地域において農業以外にどのような産業が行われていたのであろうか。元治元年「押水組巨細帳」(岡部家文書)では、「苧紮・炭焼・漆・杪・柴・桑・楮」の稼ぎが書き上げられており、明治2年では、農業以外の稼ぎとして、炭焼・薪・駄賃・日雇・苧紮が記され、それに伴って定山役銭4貫400文・定鳥役700文・炭釜役銭1貫300文も賦課されている。

中でも苧紮の生産については、口郡(鹿島・羽咋郡)で古くから農業以外の稼ぎとして生産が盛んであり、広く各村で行われていた。その生産に従事したのは、稼ぎの妻子や寡婦などの零細な人々であった。苧とは麻のことであり、これを糸に仕立てたのが苧紮であり、麻織物の原料となっている。この他、駄賃や日雇など、人々の日常生活と結びついた稼ぎが展開していたことがわかる。

これら諸稼ぎの中で注目されるのは、炭焼・薪漆・杪・柴・桑・楮など、林業に関わる諸稼ぎが多いことである。このことは、瓜生村が山間部に位置し、山林資源に恵まれていたためであり、山林資源を活用した産業の様子が見える。

(1)山林

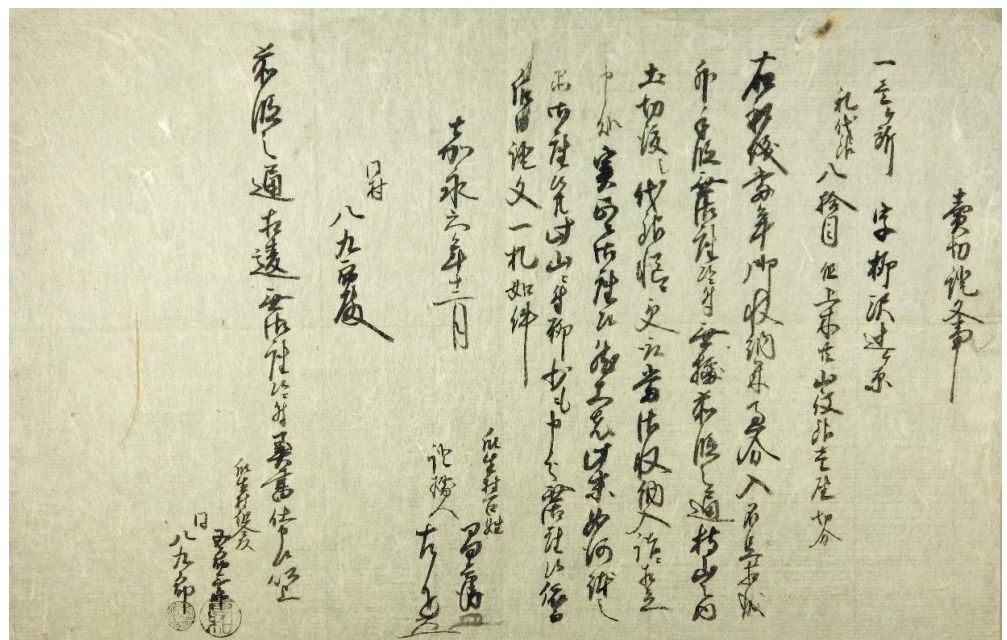
瓜生村には、藩から指定された御林山が1か所あった。字徳山という松木の山で、享和2年(1802)瓜生村御林調査報告によると、字徳山は、南方19間・北方18間・東方8間・西方12間の広さで、松木類26本の内、2本が3尺迄、14本が2尺迄、7本が1尺2寸以下となっている(46.09-6)。

百姓稼山など百姓所持の七木伐採については、享和元年(1801)の「山方仕法」により大幅に緩和され、十村の許可を得て伐採することが出来た。つまり、七木であっても目廻り1尺以下ならば自由に伐採でき、1尺以上であっても理由によっては伐採が許可されたのである。



瓜生村百姓伊之助など持山内松木伐採願(46.09-13)

天保15年(1844)伊之助などは、屎物仕入れの資金としたいため、百姓持山の内、長さ2間から3間まで、目廻2尺から3尺迄の松24本と杉1本を売り払うために伐採願を出している。



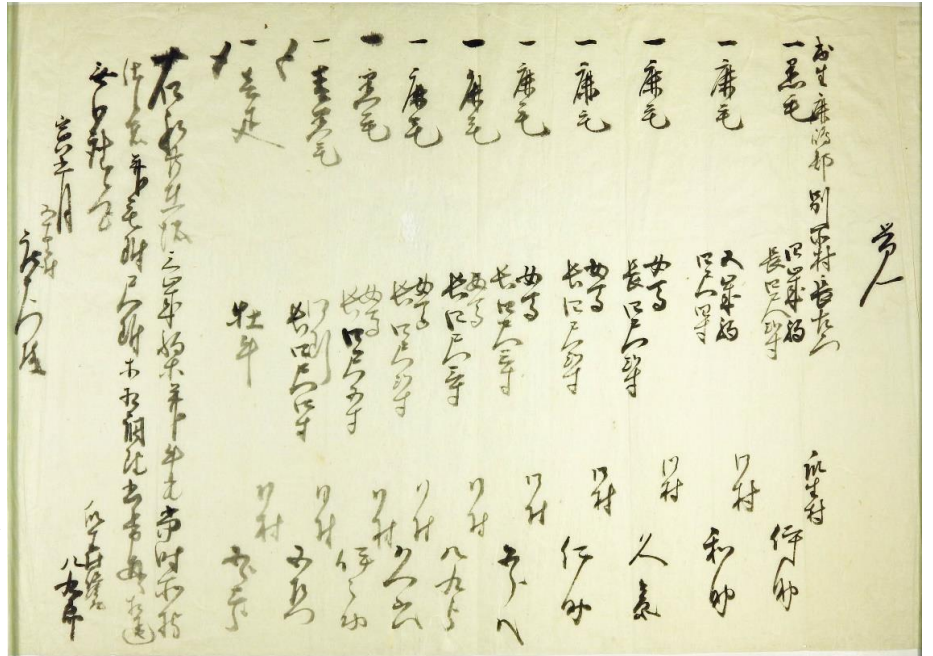
御収納不足に付山売切証文(46.09-47)

年貢御収納不足による持山の永代売渡証文が多く残されている。瓜生村百姓間兵衛が御収納米過分不足したため、持山の内字柳沢辻ヶ原を銀80目で同村八九郎へ売り渡した証文である。売人の間兵衛の持高は1升6合と小高の百姓であり、山の買手人は、組合頭である八九郎(持高14石1斗2升7合)で、村内でも経済的にも有力な人であった。

(2) 牛馬の飼育

牛馬は田畑の荒起しや肥料・収穫物の運搬など、農作業には欠かせない大切な役畜であった。しかし、飼育には手数や費用がかかり、一般に中農以上でなければなかなか飼育は出来なかった。瓜生村における持牛馬数については、明治2年(1869)段階で、全体で13疋が飼われていた。その内訳は、耕作馬が9疋、耕作牛が4疋の合計13疋となっている。年代により飼育数に変化はあるものの、藩政後期には約10~13疋前後の牛馬が飼育されていた。また、瓜生村の牛馬所有者を見てみると、持高が3石以上で、村内でも比較的持高の多い人達が所有していた。

馬を飼育するのは役畜として用いるほか、子を生まれ、それを売って収入を得ることもあったため、馬の売買も盛んに行われている。馬の売買状況については、嘉永4年(1851)鹿島郡矢田組古府村の兵助から2歳駒を当村の五郎三郎が(46.08-8)、嘉永5年には鹿島郡別所村長左衛門から2歳駒を伊助がそれぞれ購入している(46.08-10)。逆に、嘉永7年に五左衛門の持女馬を350匁で上田村与四郎へ売り渡すなど(46.08-15)、馬の売買も行われていた。このように、郡を超え、加賀藩領村・御預所村の区別なく広範囲に渡り売買されていることがわかる。

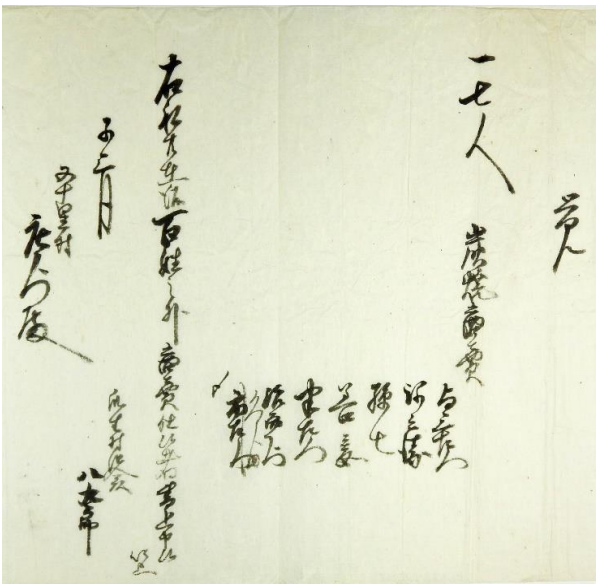


瓜生村三歳駒など所持数調理書上
(46.08-17)

安政元年(1854)の調査によると、瓜生村では、馬9疋・牛1疋、合計10疋の牛馬を飼育していたことがわかる。

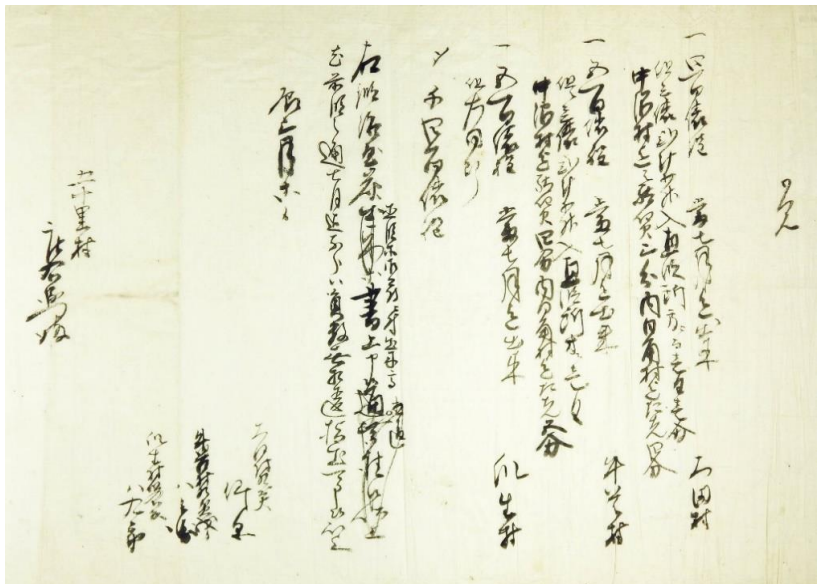
(3) 炭焼き

炭焼き稼ぎも盛んであり、炭釜役銭1貫300文も賦課されていることからもうかがえる。炭焼き稼ぎの具体的な状況はわからないが、嘉永3年(1850)で7人の者が炭焼商売を行っており、炭の生産高については、安政3年(1856)で500俵程あり、売り値段は1俵1匁であった。



瓜生村炭焼商売人書上(46.09-39)

嘉永3年(1850)瓜生村で炭焼商売人を行っているものが7人であることがわかる。

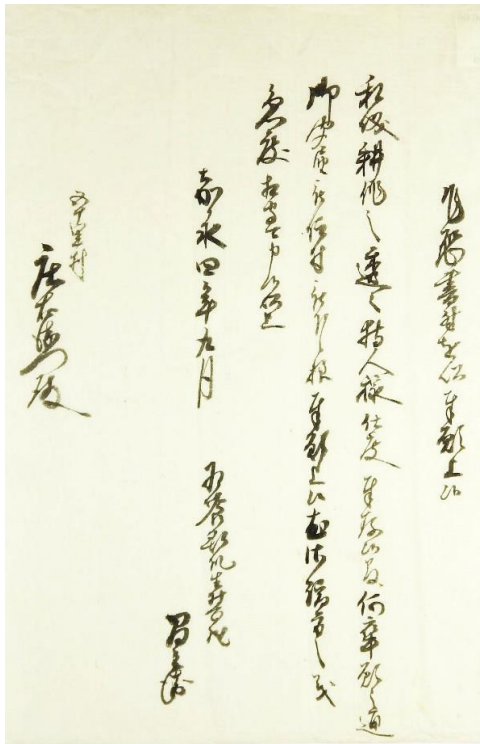


鍛冶屋炭出来高書上(46.09-61)

安政3年(1856)には、鍛冶屋炭を1俵2斗5升入で500俵程生産し、値段は1俵1匁であった。隣村の大田村では400俵程、牛首村で500俵程の生産があった。

(4) 狩人

瓜生村は、山村であったためか獣害も多く、そのため瓜生村には狩人もいた。古くから猪鹿などの威打ちとして、村用鉄砲が1挺、伊之助が1挺、狩人渡世として伊助が1挺所持していた。

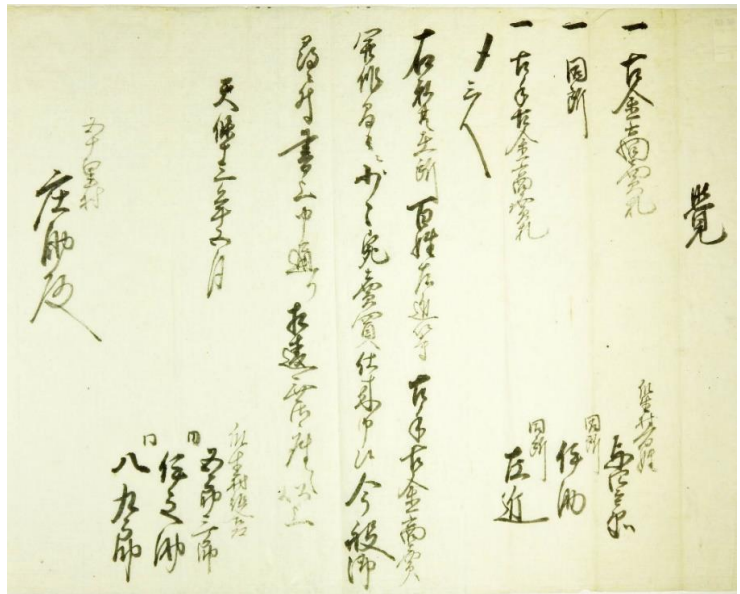


瓜生村百姓間兵衛狩人稼願 (46.06-49)

嘉永4年(1851)間兵衛は狩人稼願いを提出している。しかし、翌年不許可となった(46.06-55)。

(5) 諸商売について

藩政後期にもなると、経済活動の進展に伴って、瓜生村でも農業の合間ではあるが、質屋商売・炭灯商売・古金商売など、諸商売に携わるものが現れるなど、経済活動の活発な様子が見られる。



古手古金商売人御尋に付書上 (46.10-1)

古金商売を与四兵衛・伊助の2人が、古手古金商売を左近が営んでいたことがわかる。但し、「開作間ニ少々宛売買仕」とあるように、農業の合間に商売を行っていた。



諸商売人書上帳 (46.10-3)

天保13年(1842)の調査によると、質商売を伊之助が、炭灯商売を与四兵衛・伊助の2人が行っていることがわかる。